

令和7年度 宇治市指定居宅介護支援事業所 指導・監査実施計画

1. 基本方針

介護保険法第8条第24項に規定する事業（以下「居宅介護支援事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか ②適正な保険給付がなされているか ③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか 等の観点から、居宅介護支援事業を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）に対して、指導を行うこととする。

2. 根拠法令等

- （1）介護保険法（平成9年法律第123号）
- （2）宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年宇治市条例第31号）
- （3）宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年宇治市規則第14号）
- （4）宇治市指定居宅介護支援事業所等指導要項（平成30年制定）

3. 対象事業所

居宅介護支援事業者が開設する、宇治市内の居宅介護支援事業所

4. 指導の形態

（1）集団指導

居宅介護支援事業所を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

（2）運営指導

居宅介護支援事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用する場合がある。

5. 集団指導

年に1回実施する。実施方法については、本市ホームページへの資料掲載とする。

6. 運営指導

(1) 実施回数

宇治市内の全ての居宅介護支援事業所を対象に、原則として6年に1回（指定有効期間内）を目安に実施する。ただし、新規指定を行った事業所または直近の運営指導の結果、指摘事項が多数確認された事業所の場合は、この限りではない。

なお、実施にあたっては、事業所等の感染防止対策に十分配慮することとする。

(2) 指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

(3) 指導日数

原則として、1事業所につき半日とする。ただし、併設の場合は1日もあり得る。

(4) 指導通知

指導対象となる居宅介護支援事業所を決定したときは、あらかじめ文書により日時及び場所等について事業所に通知する。ただし、高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知する。

(5) 重点事項

①法令遵守事項

○人員、設備及び運営の状況

- ・ 業務継続に向けた取組の強化
- ・ ハラスメント対策
- ・ 感染症や災害への対応力向上 等

○適切な介護サービスの提供

- ・ 高齢者向け集合住宅の入居者に介護サービスを提供する事業所への重点的な指導
- ・ 他の介護サービス事業所と併設されている居宅介護支援事業所に對して運営指導を行う際に、他の介護サービス事業所の指定権限を有する京都府等と連携

○不正事案等に対する厳正な対処

- ・ 監査及び処分の権限の適切な行使
- ・ 不正等の事実を確認し、同一法人の他事業等について適切であったか

どうかを確認する必要がある場合、関係する都道府県及び市町村に
情報提供

②報酬等請求事項

○介護給付費の適正な算定のための根拠資料の把握及び記録確認

③尊厳保持（サービス提供）事項

○利用者の生活実態の把握

○介護計画の一連のプロセス

○高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する制度理解 等

（６）自主点検の実施

毎年、自主点検表により、自らの事業所の取組みについて確認をお願いしているが、運営指導の対象から外れた事業所は、「運営指導による文書指摘事項の具体例」の確認事項等を中心に、自主点検に取り組むこと。

7. 監査

（１）監査の実施

通報・苦情・相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す居宅介護支援事業所、介護保険法第 115 条の 35 第 4 項の規定に該当する報告の拒否等の情報、運営指導で確認した指定基準違反等がある場合等は、速やかに監査を行う。

なお、運営指導中に、明らかな不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

（２）監査体制

2 名以上の職員により行うこととし、そのうち 1 名は原則として宇治市健康長寿部介護保険課の職員を充てる。

8. 指導・監査後の処理

ア 文書指摘

運営指導においては、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該居宅介護支援事業者に対し文書指摘として書面で通知し、1 か月以内に改善報告書の提出を求める。

イ 自主点検及び自主返還指示

運営指導において介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該居宅介護支援事業者に対し、当該指摘事項に関し、指導前 5 年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、介護給付費の返還の必要がある場合は、自主返還の指示を行うとともに、関係機関に通知する。

ウ 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して上記アの文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

エ 業務改善命令

上記ウの勧告を受けた当該居宅介護支援事業者が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該居宅介護支援事業者に対して期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係機関に対し連絡する。

オ 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し、必要があると認められる場合には、当該居宅介護支援事業所の指定の取消又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係機関に対し連絡する。

カ 加算金

指導・監査の結果、介護給付費の返還が生じる場合であって、居宅介護支援事業者が偽りその他不正の行為により介護給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去 2 年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払うよう当該居宅介護支援事業者

指示するとともに、支払を求めるよう関係機関に通知する。

キ 公表

上記ウの勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は、法令基準違反の程度を勘案した上で公表する。上記エ又はオの処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

ク 聴聞等

上記オの処分を行おうとする場合には、宇治市行政手続条例（平成９年宇治市条例第３号）第１３条第１項に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う。ただし、同条第２項の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。